

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南島原市

2 構造改革特別区域の名称

南島原どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

南島原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

本市は、平成18年3月に8つの町が合併して誕生した新しい市である。位置は、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、東経130度17分、北緯32度39分にあり面積は169.89㎡で、約35%が山林である。北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、有明海をはさんで熊本県天草地域に面している。

地勢は、千メートルを超える雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地を有し、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持っている。また、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されており、雄大な山々と美しい海を併せもった風光明媚な地域である。

(2) 気候

気候は温暖で、適度な降水量もあり、日照時間にも恵まれている。年間平均降水量は1,749mmで、年間平均気温は17.0℃と比較的温暖な気候である。

(1980年～2000年の平均 口之津：長崎海洋気象台)

(3) 人口

本市の人口は、年々減り続けており、昭和35年の国勢調査で79,549人いた人口も平成17年では54,045人となり、約3分の2まで減少している。

一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの家族数が減少し、核家族化が進行している。

年齢別の人口構成によると、0～14歳の子どもの割合が年々減少し、65歳以上の高齢者の割合が増加している。平成17年の高齢化率は、全国平均21.0%や長崎県平均23.6%に対し南島原市は29.6%と高く、全国より速いペースで高齢化が進んでいる。

(4) 産業

平成17年の国勢調査によると、本市の就業者数は25,634人で、平成

12年（27,129人）と比較して1,495人（5.5%）減少している。産業別にみると、第1次産業6,452人（25.2%）、第2次産業が5,517人（21.5%）、第3次産業が13,665人（53.3%）となっている。

本市の基幹産業は農業であり、馬鈴薯をはじめ、イチゴ、メロン、ハウスミカン、梨などの果実、アスパラガス、葉たばこ、肉用牛など多種多様な農畜産物が生産されていることから、農業産出額は平成18年実績で県内トップを誇っている。一方で農家数は減少傾向にあるとともに、65歳以上の農業従事者の割合が40%以上を占めるほか、耕作放棄地も増加している。

水産業は、沿岸漁業を中心に営まれており、真鯛、あらかぶ（カサゴ）、オコゼ、タコといった特色ある水産資源に加え、車エビ、ワカメなどの養殖業も行われている。しかし、漁業従事者の高齢化と後継者不足に加え、水揚げ量も著しく減少している。

事業所数は横ばいで推移しているが、従業員数と年間販売額は、平成11年をピークに減少している。また、地域を代表する地場産業として全国第2位の生産高を誇るそうめん産業があるが、平成13年には400事業所あったものの、平成18年では367事業所に減っており、生産額も落ち込んでいる。

（5）特徴

本市は、世に有名な「島原の乱」の舞台であり、南蛮文化がもたらしたキリシタン関係遺産が数多く残っている地域である。中でも世界文化遺産暫定リストに登録された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である「原城跡」「日野江城跡」「吉利支丹墓碑」は他地域に類のない歴史的遺産である。近年、これらの遺産を観光客にもてなす観光ガイドの活動も活発になっている。

また、平成21年4月に、島原半島3市及び熊本県天草地域の3市1町と共に、「雲仙天草観光圏」として観光庁より認定を受けたほか、平成21年8月には、島原半島ジオパークが他の2地域と共に、日本第1号として世界ジオパークに認定されており、自然環境に恵まれた地域である。同時に、長い歴史の中で人々の生活によって営まれてきた、古来ゆかしい風習や伝統文化が今も大切に受け継がれているなど、豊富な地域資源を有している。

5 構造改革特別区域の意義

本市は平成18年3月に誕生したばかりで、知名度はまだ低い。観光客数は雲仙普賢岳噴火災害以降、平成14年の150万人をピークに年々減少傾向にあり、平成20年実績では144万人、日帰り・宿泊比率は日帰りが9割以上、県内・県外比率では県内が6割以上である。また、本市が農業地帯ということもあり、市町村合併までは観光に対する意識が薄く、地域の温度差もあったことから、観光業を束ねる組織（観光協会等）の設立が望まれていた。

そのような中、平成20年10月に「南島原ひまわり観光協会」が設立され、平成21年6月にはグリーン・ツーリズム等を推進する組織として長崎県に登録し、農林漁業体験民宿と豊富な体験メニューを活用した体験型観光の推進を図っているところである。

現在、営業許可を取得している農林漁業体験民宿が市内に6軒あり、それぞれ、

その家や地域の特色ある体験メニューを用意して、都市住民との交流を図っている。しかしながら、日本全国で体験型観光を活用した地域振興に取り組む自治体も多く、本市の特徴を生かした、他の地域にない南島原“ならでは”のメニューの創出が必要である。

そこで、今回の特区認定を受け、「どぶろく」を特産品として加えることで農林漁業体験民宿の魅力が高まり、新しい田舎体験メニューへの活用が期待できる。更に、どぶろく特区をきっかけとし、農林漁業体験民宿の受入数の増加や、新たな農家レストランの開業に繋げるなど、より多くの観光客を受け入れることが可能となる。南島原ブランドの周知や地場製品の消費拡大を推進し、豊富な自然の恵みを活かした魅力ある滞在型観光と質の高いおもてなしの提供に取り組むことで、都市との交流増加と農産物の消費拡大が期待できる。

6 構造改革特別区域の目標

農林漁業体験民宿では、訪れた人にその土地らしい心のこもった“おもてなし”をすることが大切である。本市には、長い歴史の中で育まれた生活文化があり、大地の恵みである米には、この土地で暮らし農業を営んできた生産者の真心が込められている。

今回の特例措置を活用することで、地域資源である米を使った「どぶろく」製造が可能となることから、「どぶろく」を提供できる農林漁業体験民宿や農家レストランの開業を促す。また、観光客への“ここでしか体験できない”心に残るおもてなしに心がけ、都市と農村との交流に積極的に取り組むことで、交流人口の拡大を目指す。都市部からの来訪者と地域住民との交流が行われる中で、新たな農産加工品の製造販売や地産地消を推進し、南島原ブランドの確立と農業経営の安定化を図る。来訪者が農林漁業体験民宿や農家レストランで本市の良質な食材の価値を認識し、需要が高まることで、地場製品の付加価値が高まり、農業や地域の活性化に繋げることが目標である。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、農林漁業体験民宿や農家レストランにおいて、米を活用した「どぶろく」造りや地域内で生産された農産物を使った郷土料理を提供することで、地域内での地場製品の消費拡大が見込まれる。また、市場には出すことができない規格外品の農産物を活用した新たな加工品の製造を行い、南島原ブランド商品として販売することで農産物の付加価値が高まり、農業者の所得向上と農業の活性化が図られる。

また、観光面においては、本市には宿泊施設が少ないこともあり、滞在時間の短い日帰り客が多かったため、地域経済の活性化に繋がっていなかった。しかし、今回、宿泊型観光プログラムの開発や農林漁業体験民宿、農家レストランなどの新規開業を促すことで受入体制を整備し、「どぶろく」や郷土料理の提供など、質の高いおもてなしに取り組むことで、交流人口の拡大に繋げる。その波及効果として、商店や飲食店などの商店街の売上の増加等が見込まれ、地域全体の活性化が図られる。

○数値目標

(1)「交流人口」

平成20年度	平成22年度目標	平成26年度目標
1,444,000人	1,450,000人	1,500,000人

(2)「農林漁業体験民宿・農家レストランでのどぶろく製造軒数」

平成20年度	平成22年度目標	平成26年度目標
0軒	2軒	5軒

(3)「農林漁業体験民宿軒数」

平成20年度	平成22年度目標	平成26年度目標
0軒	30軒	100軒

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーン・ツーリズムの推進

現在、市内の農林漁業体験民宿で提供している郷土料理や体験メニューに「どぶろく」を加え、一年を通して宿泊者を安定的に確保し、都市との交流を促進する。

また、旬の味覚体験や地域の歴史文化を活かしたツーリズムと組み合わせることで、新たな滞在型観光のメニューづくりを行う。そのためには、安全で安心して体験できる環境づくりが不可欠であり、観光客等の受け入れを担うインストラクターを対象に各種研修会、視察研修、安全衛生講習会等を開催するなど年間を通して人材育成を行う。

さらに、区域内でのイベントにおいて、「どぶろく」や地場製品の周知、提供を行うことで、安心安全な食材を求める市外消費者の誘客に取り組み、交流人口の拡大を図る。

(2) 地域ブランドの向上

「どぶろく」製造を機に、現在生産されている農産物に付加価値を付けることで、特産品としてのブランド力を高めるほか、広域観光ルートでは新たな観光資源として、大きな役割を担う。また、本市における農業全体の評価が高まることで地場製品の知名度が向上し、宣伝効果が広く波及することで、販売促進に繋げる。

別 紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農林漁業体験民宿、農家レストランなど）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「どぶろく」という。))を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

南島原市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特区内において、農林漁業体験民宿、農家レストランなどを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした「どぶろく」を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

「どぶろく」の製造は、小規模ながら農家の副収入として経営の安定化につながるとともに、「どぶろく」と合わせて地元食材を使った郷土料理を提供することにより、地産地消の促進と都市・農村交流の拡大が期待できる。「どぶろく」製造は、農業の活性化と交流人口の増加にとって不可欠であり、今後、地域振興に取り組む上でも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。